

トップ

朝刊・夕刊

速報

マーケット

京セラ、化学材料の法手続きに漏れ 対象製品の販売停止

関西

フォローする

2022年9月16日 17:23

保存



京セラは16日、製造・販売する化学材料について法律で義務付けられている登録手続きに漏れがあったと発表した。漏れがあったのは、絶縁材などに使う原料の化学物質で、関係する製品の売上高は数億円になる。9月から製造と販売を停止し、数カ月後をメドに正式な登録と販売再開を目指すとしている。

問題があったのは電気製品の塗料や絶縁材に使う化学物質6種類だ。新規に開発した化学物質は化学物質審査規制法に基づき、国に登録して整理番号を取得する必要がある。ところが、1960年代から90年代にかけて開発した6種類が登録から漏れていた。登録手続きのミスなどが原因とみられる。

京セラは電気製品のコイルの被覆に使うワニスと呼ぶ塗料や絶縁材のレジンを生産している。登録漏れのあった6物質を使う27製品の製造と販売を9月に停止した。これまでに健康被害や事故の報告は受けていないとしている。

京セラでは2021年に化学材料について第三者認証で不正が明らかになった。再発防止のため実施した社内調査の一環で今回の問題が判明した。

問題のあったケミカル事業部は京セラが02年に買収した旧・東芝ケミカルを前身とし、16年に京セラ本体に吸収した。東芝ケミカル時代から問題が続いていた可能性がある。

[アプリで開く](#)